児童虐待防止アクションプラン(2021~2025) (素案)の概要

1 計画策定の経緯・趣旨

- (1) 児童虐待防止アクションプランは、児童虐待を防止するため、本県独自の取組として平成17年9月に策定したもので、これまでに3回の見直しを経て、平成28年度からは現行プランにより取組を進めてきた。
- (2) 次期プランは、令和3年度以降の県民、行政、児童福祉関係機関等が緊密な連携のもと、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動の実施を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定する。

2 計画期間・進行管理

- (1) 計画期間
 - 令和3年度から令和7年度までの5年間
 - ※ 国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行うもの
- (2) 進行管理
- 毎年度、県において各機関の取組状況を把握し、岩手県要保護児童対策地域協議会に報告し、評価・助言等を得る。

3 前期プランの取組状況・児童虐待の現状

(1)前期プランの取組状況 (単位・%)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
区分	H28	H29	H30	R 1
1 発生予防	89.9	91.2	91.2	92.0
2 早期発見	89.5	89.5	92.1	89.5
3 相談・対応機能の充実	90.9	90.9	93.9	94.7
4 再発防止	71.1	80.0	95.6	91.1
全体平均	89.3	90.4	92.1	92.2



4 次期プラン策定の主なポイントと対応する取組

TO SOME SE SIGNED TO THE PROPERTY OF THE SECOND SERVICE OF				
策定の主なポイント	対応する取組(主なもの)			
(1) 児童福祉法等改正への対応	体割禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び 啓発活動の実施 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施 被措置児童等の権利擁護の取組の充実 など			
(2) 平成30年に本県で発生した児童虐 待による死亡事案の検証報告におけ る提言を踏まえた対応	・ ライフライン関係機関との連携・ 保育施設等の職員に対する研修の充実・ 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動 など			
(3) DV対応と児童相談対応の連携強化	・ DV相談支援機関との連携強化・ DV相談の充実と関係機関連携の強化 など			
(4) 東日本大震災津波で被災した子ども たちへの継続した支援	東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談 支援の推進			
(5) 新型コロナウイルス感染症「子どもの見守り強化アクションプラン」の視点	・ 民間団体・企業等との連携 ・ 市町村及び児童相談所の相談機能と対応の充実 など			
(6) 前期プランで取組状況の達成度が 低い項目等の強化と各項目の見直し	・ 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対 策地域協議会における支援の継続など			

上記の他、学識経験者や関係機関、パブリックコメントによる意見・要望を踏まえて策定します。

5 アクションプランの構成

4つの柱と12の主要項目により構成

(1) 虐待の発生を予防する

- 児童福祉法等の改正を踏まえ、子どもの権利擁護について、 一層の普及啓発が必要
- 地域のネットワークを活用し、妊娠期から子育で期までの切れ目のない支援の充実が必要
- ・東日本大震災津波等の被災に配慮した支援の継続が必要

主要項目

- ① 周知と啓発等
- ② 母子保健活動の充実
- ③ 子育て家庭への支援の充実

(2) 虐待を早期に発見する

- 平成30年に発生した児童虐待による死亡事案の検証を踏ま え、地域で心配な子どもや家庭を発見した際の通告について、 さらなる周知啓発が必要
- ・ ライフライン事業者や民間団体等との情報共有により、支援 が必要な児童や家庭を早期に発見することが必要

主要項目

- ①)地域における早期発見、見守り体 制の充実
- ② 学校、医療機関、施設等における 早期発見

(3) 虐待の相談機能と対応を充実させる

- ・ 虐待相談対応件数の増加や困難なケースへの支援に対応するため、市町村や児童相談所の体制強化と職員の専門性向上が必要
- DVによる子どもへの直接・間接被害が懸念されることから、 婦人相談所等DV相談支援機関との連携した対応が必要

主要項目

- (1) 機関連携及び体制整備
- ② 市町村の相談機能と対応の充実
- ③ 児童相談所の相談機能と対応の充実
- ④ 広域振興局の地域支援・DV相談対応 の充実
- ⑤ 社会的養育の充実

(4) 虐待の再発を防止する

- 児童虐待の再発防止に向けた、保護者へのペアレントトレーニングやカウンセリング、子どものケア、地域の支援体制の調整が必要
- 里親委託・施設入所措置解除後の児童等の自立にむけた 生活安定化のための支援が必要

主要項目

- ① 親子分離後の家族支援
- ② 里親委託・施設入所措置解除後の アフターケアなどの充実

6 策定スケジュール

10月29日

第1回 岩手県要保護児童対 策地域協議会 (骨子案検討)

11月~12月

素案検討

12月28日 ~ 1月27日

パブリック ・コメント (素案)

2月

第2回 岩手県要保護児童対 策地域協議会 (最終案とりまとめ) /

3月末

プラン策定